



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成26年2月27日発行～

## 改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます！

働く人が性別により差別されることなくその能力を十分発揮できる雇用環境を整備することを目的として男女雇用機会均等法が定められています。

平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます！

### 【改正後】

すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることが、「**間接差別**」として禁止されます。



### 【これまで】

総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「**間接差別**」として禁止されてきました。

改正後の施行規則等の条文等については、厚生労働省ホームページをご覧ください！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033232.html>

### <「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例>

- ×労働者の募集にあたって、長期間にわたり、転居を伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。
- ×部長への昇進に当たり、広域にわたり展開する支店、支社等がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

男女雇用機会均等法では…

- 配置・昇進等における性別を理由とした差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇や退職の強要などの不利益取扱いは禁止されています。
- また事業主はセクシュアルハラスメント対策及び母性健康管理措置を講ずることが法で定められています。
  - ・ [雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために](#)
  - ・ [職場のセクシュアルハラスメントでお悩みの方に](#)
  - ・ [女性労働者の母性健康管理のために](#)

長崎労働局雇用均等室では、男女の均等な機会と待遇の確保が実現されるよう、「男女雇用機会均等法」に基づいて、労働者が企業からの相談に応じるとともに、必要な指導・援助等を行っています。

長崎労働局雇用均等室

〒850-0033

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル

TEL: 095-801-0050

## 第29回男女雇用機会均等月間のテーマを募集しています！

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の公布日(昭和60年6月1日)を記念して、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における実質的な男女均等取扱いが実現されるよう、特別活動を展開しています。

そこで、平成26年度の第29回男女雇用機会均等月間の実施に当たり、月間のテーマを募集しています。

### 【募集内容】

テ — マ : 女性がいきいきと活躍できる、活力あふれる職場づくりを進めるために、応援・メッセージとなるもの。分かりやすく、インパクトのあるもの。

応募方法 : ①テーマ案、②氏名、③連絡先を明記のうえ、電子メールで応募してください。(様式自由)

応募先 : 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 均等業務指導室指導係

E-mail → [KJKOYO@mhlw.go.jp](mailto:KJKOYO@mhlw.go.jp)

応募期限 : 平成26年3月7日(金)必着

### 【参考】過去のテーマ

第28回 生き活きと働く女性が企業の宝  
～さあ磨こう！輝く女性の潜在力～

第27回 眠らせていませんか？あなたの職場の女性の力  
～ポジティブ・アクションで男女が活躍～

第26回 意識が変われば職場が変わる！職場が変われば未来が変わる！



## “くるみんマーク”取得を目指しましょう！

平成23年4月から101人以上の労働者を雇用する事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっております。(100人以下の企業については努力義務)

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は**次世代認定マーク(愛称:くるみん)**を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます！

### くるみんマーク取得のメリット

○企業の商品や広告、また、求人広告に載せ、**子育てサポート企業であることをPR**できます！

○企業が取得した建物や新築・増改築した建物について、普通償却限度額の32%の割増償却が可能です。(詳細は、税務署まで)

○“くるみんマーク”を取得するには…

①「一般事業主行動計画」策定 → 長崎労働局雇用均等室へ届出



②行動計画の実施



③目標を達成するなど、9つの認定基準を満たす



④「基準適合一般事業主認定申請書」 → 長崎労働局雇用均等室へ申請

長崎の認定企業数

**4社**

(平成26年1月末現在)

○認定を希望される場合は、お早めに長崎労働局雇用均等室にご相談ください！

○認定を受けた県内の企業を、長崎労働局ホームページ「子育てサポート企業について」のページでご紹介しています。

## 長崎県特定(産業別)最低賃金が改正されました！

長崎県の特定(産業別)最低賃金が改正され、1月から発効しています。  
なお、最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当、時間外手当等割増賃金、賞与等、臨時の賃金は算入されません。

産業別最低賃金	最低賃金額(1時間)		効力発生日
	改正前	改正後	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	779円	<b>788円</b>	平成26年1月4日
電子部品・デバイス・電子回路、 電子機械器具、情報通信機械器具製造業	717円	<b>726円</b>	平成26年1月16日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	791円	<b>800円</b>	平成26年1月16日

※上記のほか次の労働者には、**長崎県最低賃金(664円)**が適用されます！

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6カ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片づけまたは雑役の業務に主として従事する者

最低賃金に関する特設サイトはこちら ⇒ <http://www.saiteichingin.info/>

### お問い合わせ先

長崎労働局労働基準部賃金室

TEL 095-801-0033

長崎労働基準監督署

TEL 095-846-6353

必ずチェック 最低賃金！  
使用者も労働者も！

